

小中連携を視野に入れた、中学校での情報モラル教育

東京都青梅市立第一中学校 教諭 紙澤雅一

kamizawa@bekkoame.ne.jp

キーワード：中学校、情報モラル、インターネット、携帯電話

1. はじめに

「仮想社会」と呼ばれる「ネットワーク上の社会」は、家の外に出なくても、ネットワークの世界だけでも生活が可能になるなど、現実の社会と並行して存在し、無視できないものとなりつつある。今や、子どもたちにとっては、ネットワーク上の社会生活においても「生きる力」が必要になってきた。

ネットワーク社会における「情報モラル」の授業が、学校教育で重要であると考えられる人は増えていると考えられるが、限られた時間と場所で、何をどのように扱うかは多くの学校で悩んでいる問題ではないだろうか。

2. 小中連携はなぜ必要か

中学校で、ネットワーク社会での「情報モラル」を扱う場合、「授業の時間がなかなか確保できない」、「コンピュータ室を一斉に使うのは難しい」などの問題が生じてくる。

まず、少ない時間で効率的な「情報モラル」を扱うには、生徒の実態把握は欠かせない。さらに、学区内の小学校との情報交換の中で、「地域の子どもたちをどう育てたいのか」「地域の子どもたちに何が必要なのか」を、考えていく必要がある。

次の表は、青梅市の小中学校での「情報モラル」の連携を考えた例である。

		指 導 目 標
小 学 校	3年	言葉遣いに気をつけながら「1冊の本」などの紹介文を打ち込むことができる。
	4年	読み手のことを意識しながら「1冊の本」などに簡単なコメントを打ち込むことができる。
	5年	不特定多数の人たちが見ることを意識しながら、情報発信することができる。
	6年	著作権や肖像権を意識しながら、情報発信することができる。
中 学 校	1年	著作権や個人情報の扱いに気をつけながら、情報発信することができる。
	2年	ネット上の権利と保護について考えながら、情報発信することができる。
	3年	ネット上に散在するモラルに関わる様々な問題点について考えながら、情報発信することができる。

小・中学校の連携での情報モラル指導計画（青梅市教務主任会Aグループによる）

このような、小中を通したカリキュラムをベースにした「情報モラル」の指導計画は、子どもたちの発達段階と地域の実情を考える上で重要である。

しかも、年々子どもたちの状況は変化しており、さらに、個々の学年の実態も異なるため、子どもたちの状況に合わせた指導内容を随時検討する必要がある。

3. 青梅市立第一中学校での実践

(1) コンピュータ室を使わない「情報モラル」

一般的に中学校で、ネットワーク社会での「情報モラル」の授業を行う場合、コンピュータ室で授業を行うことを想定していることが多い。これは、従来の「情報モラル」が、「メールの使い方」「ウェブでの情報発信」というような表面的な内容のカテゴリーで扱われることが多かったためである。しかし、本当の意味での「情報モラル」を考えるとき、その本質的な部分をどう指導するかが重要になってくる。学年や学校単位で、道徳や学級活動、総合的な学習の時間などでの「情報モラル」の授業を行うとき、一斉にコンピュータ室を使うことは難しいが、コンピュータ室での授業にこだわる必要はない。そこで、「情報モラル」の授業は、各学級の教室で学級担任が行うことを基本とし、扱う題材によって、「冊子などの印刷物」「紙芝居風の提示」「1台のPCによる演示」など、各学年で検討を重ね、内容に合わせた指導法を工夫した。



(2) 3つの視点で「情報モラル」を考える

本当の意味での有効性を考えた「情報モラル」の授業を実施するには、子どもたちに何が必要なのかを明確にす

る必要がある。そこで、本校では、次の3つの視点に内容を分類し、各学年の指導内容を検討した。

- ・法と情報社会での責任
- ・安全と情報セキュリティ
- ・公共的な意識と判断

結果的には、その発達段階にも合った「身近な問題」から「法的な問題」へと段階を踏んだ内容となった。

第1学年は、小学校第6学年から中学校第1学年にかけて携帯電話の所持率が増加することを踏まえ、前年度の取り組みを引き継ぎ、「みんなのケータイ2」（モバイル社会研究所、とうきょうED研究会）を使用した携帯電話のコミュニケーションの指導を軸に指導計画を構成した。

第2学年では、コミュニケーション不足から人間関係のトラブルが見られる等の実態から、「人権教育」とも関連させたコミュニケーションをテーマに指導計画を構成した。

第3学年ではコミュニケーションの問題からさらに踏み込んだ「知的財産権」をテーマに授業実践を行うこととした。

特別支援学級では、携帯電話にかかわるトラブルが起こっていることも考え、コミュニケーションに重点を置いた「携帯電話の利用」を中心とした授業を構成した。

（3）教員に必要な指導上で意識すべきこと

指導する教員は、子どもたちに何を伝えたいのか、学校で指導する際の共通した基盤となる考えが必要になる。授業は各教員の様々な個性が生かせることが望ましいが、「情報モラル」に関しては教員間の知識の差が出やすいため、共通の基盤は欠かせない。本校では、研究を進める中で、次の4点を意識した授業を展開することとした。

- ・善意に付け込む手法を見破る的確な判断力と用心深さを身につけさせる指導
- ・利用者としてのネットワークへの適切な関わり方を構築させる指導
- ・通信機器の影響力の巨大さを認識させる指導
- ・言葉を大切にしている生活態度を育成する指導

これらを、指導者側が意識して、『不注意さは取り返しがつかなくなること』を、子どもたちに理解させなければならない。また、『文字中心のコミュニケーションが、相手を目の前にしたときのコミュニケーションと大きく違うこと』も意識させなければならない。

4. 成果と課題

「情報モラル」の指導は、これを指導したらすぐに改善されるというものではない。子どもたちが考える力を獲得できるように情報を提供すると共に、定着しづらい内容は繰り返し取り上げる必要がある。本校の生徒のコミュニケーション不足は全学年に共通する問題点だが、「情報モラル」の授業を続けることにより、子どもたちは確実にネットワークに対応する力をつけている。それでも同じトラブルを繰り返してしまう。「わかっているけどできない」という人間の本质もふまえ、繰り返すべきことは繰り返し、新たな指導を加えることが重要である。

12月に実施した生徒の意識調査では、生徒の意識にいくつか特徴が見られた。各学年とも共通しているのは「不正アクセス防止」と「ウィルス対策」の関心が高いことである。これは、危険なサイトは自分の判断で防止が可能だが、目に見えない部分での危険に不安があると考えられる。また、顕著なのは、自分たちの学年では3番目の視点である「公共的な意識と判断」が不十分であると考えていることである。これは、生徒同士のコミュニケーションに、課題が残っていることを示していると考えられる。

本校では、授業公開週間に合わせて「情報モラル」の授業も公開しているが、地域・保護者の理解が得られなければ、生徒の定着も難しい。今後も、機会をとらえて「情報モラル」の授業を公開し、地域・保護者との連携のもと引き続き実践を続けてゆきたい。

